

## PSP サービス利用特約

PSP サービス利用特約（以下「本特約」といいます）は、当社が指定する特定のパートナー（以下「PSP」といいます）との間で所定の契約（以下「PSP 契約」といいます）を締結している加盟店が本決済サービスを利用する場合に、当該加盟店に対して、PayPay 加盟店規約（以下「基本規約」といいます）の特約として適用されるものです。本特約に定めのある事項については、基本規約に優先して本特約が適用されます。

### 第1条 (PSP を介した実施事項)

1. 当社は、基本規約に定められた事項のうち、次の各号に該当するものについては、PSP に対して実施できるものとし、当該実施をもって、当社が加盟店に対して実施したものとみなします。
  - (1) 基本規約第 11 条第 6 項に定める記録提出の要求
  - (2) 基本規約第 12 条第 1 項に定める売上確定処理
  - (3) 基本規約第 17 条第 3 項に定める当社の請求
  - (4) 基本規約第 19 条第 1 項および第 2 項に定める当社からの調査、報告または資料提示の請求
  - (5) 基本規約第 21 条第 2 項および第 3 項に定める漏えい等が生じた場合の当社からの対応の要求等
  - (6) 基本規約第 35 条第 1 項に定める当社からの通知または事前告知
2. 加盟店は、基本規約に定められた事項のうち、次の各号に該当するものについては、PSP をして当社に対して実施するものとし、この場合、当社は、加盟店が当該各号を実施するに際して守るべき方法、手順等の詳細な手続きを、加盟店または PSP に対して指示します。加盟店は、自己または PSP に対して当社から指示された当該手続きに従うものとし、
  - (1) 基本規約第 3 条に定める加盟店からの本決済サービスの利用申込み
  - (2) 基本規約第 5 条第 1 項、第 2 項または第 5 項に定める商品等に係る加盟店からの届出、情報の提出
  - (3) 基本規約第 9 条第 6 項に定める加盟店からの通知
  - (4) 基本規約第 11 条第 1 項に定める加盟店による売上承認処理および同条第 6 項に定める記録の提出
  - (5) 基本規約第 15 条に定める加盟店からのクレームの経過報告
  - (6) 基本規約第 17 条第 2 項に定める加盟店からの連絡
  - (7) 基本規約第 19 条第 1 項および第 2 項に定める調査、報告または資料の提示
  - (8) 基本規約第 21 条に定める漏えい等が生じた場合の対応の報告
  - (9) 基本規約第 28 条に定める加盟店からの変更届の提出
  - (10) 基本規約第 31 条第 1 項に定める加盟店からの解約届の提出
3. PSP が提供するシステム、API にかかる利用方法および利用条件等の一切の事項は、PSP の定めるところによります。当社はこれらの内容について保証しておらず、その利用により生じた損害等について一切の責任を負わないものとし、

### 第2条 (収納代行)

1. 当社が加盟店に対し支払うべき商品等代金については、PSP が加盟店に代わって当社から収受するものとし、加盟店は PSP に対し、当該収納代行権限を付与するものとし、
2. 前項に伴い、基本規約の各条項を以下のとおり変更し読み替えるものとし、
  - (1) 基本規約第 13 条（商品等代金の支払い）
    1. 当社は、売上確定処理がなされた商品等代金について、加盟店に対して立替払いするものとし、
    2. 当社は、商品等代金を、当社と PSP との間で合意した期日までに PSP に対して支払うものとし、この場合、本特約第 2 条第 1 項の収納代行権限に基づき、当社の加盟店に対する商品等代金の支払義務は、本項に基づく PSP への支払完了をもって免責されるものとし、
    3. 商品等代金から個別手数料を控除した残額に係る PSP から加盟店への支払いについては、別途 PSP 契約に定めるものとし、当社はこれに一切関与しないものとし、加盟店は、PSP 契約に関する疑義、クレーム、紛争等は PSP との間で解決するものとし、当社に一切の迷惑を及ぼさないものとし、

### (2) 基本規約第 18 条（商品等代金を支払わない場合等）

1. 当社は、加盟店が行った商品等の販売について次の各号の一に該当した場合、PSP に対し商品等代金を支払わないことができるものとし、
  - (1) 売上承認処理を行わずに売買等を行うなど、当社所定の手続によらない方法で決済を行った場合
  - (2) 売上確定処理の内容が正当なものでない場合または売上確定処理の内容に不実不備がある場合
  - (3) PayPay ユーザーがクーリングオフ、支払停止の抗弁等、法律上または加盟店との間の売買等の契約上の原因に基づき、PayPay により決済した取引に係る契約を解除または取り消したことを理由として、PayPay ユーザーがカード会社に対し、当該取引に係る商品等代金の全部または一部を支払わない場合
  - (4) 第 15 条第 1 項のクレームが発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - (5) PayPay ユーザーに商品等の引渡しまたは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - (6) 加盟店が第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いがあると当社が認めた場合
  - (7) その他加盟店が本利用規約（付随する特約等を含みます）、PayPay 残高加盟店規約およびカード加盟店規約に違反した場合
  - (8) PayPay ユーザーまたはその他の第三者から、PayPay による決済を行っていない旨の申し出があった場合または商品等の購入申込みを行った者が正当な決済権限を有する者以外であると疑われる場合。ただし、加盟店が次の（ア）から（ウ）の条件をいずれも満たしている場合は除く。
    - (ア) 加盟店が、上記決済が正当な決済権限を有する者によるものでないことについて善意かつ無過失であること
    - (イ) 第 17 条に規定する義務に違反している疑いがないこと
    - (ウ) 上記決済に関する当社からの調査協力（上記決済に関する情報や監視カメラ映像の提供を含みますが、これらに限りません）の求めがあったときはこれに応じること
2. 加盟店は、前項各号に定める事項が第 13 条に定める当社による PSP への商品等代金の支払いの後に判明した場合、当社が支払った商品等代金相当額を PSP に支払うことにより、当社に返還しなければならないものとし、支払いに係る振込手数料等の費用は、加盟店が負担するものとし、
3. 当社は、前項の場合、第 13 条に基づき支払いをする商品等代金その他の当社が PSP に支払うべき金銭から、加盟店が PSP に支払うべき金銭相当額を控除することができるものとし、
4. 当社は、第 1 項各号に該当する疑いがあると当社またはカード会社が認めた場合、自らまたはカード会社をして、当該事項について調査（以下「事実調査」といいます）を行いまたは行わせること、また、事実調査が完了するまで PSP に対する商品等代金の支払いを留保することができるものとし、
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、商品等代金の立替払いを行わないことができるものとし、
  - (1) 事実調査の開始より 30 日を経過しても前項の疑いが解消しない場合
  - (2) 事実調査の開始から 14 日以内に、事実調査のため当社が加盟店に対して行う問い合わせに加盟店が対応しない場合
6. 事実調査が開始後 30 日以内に完了し、加盟店が第 4 項に基づき PSP に対する支払いを留保している商品等代金につき第 1 項各号に該当しないと認めた場合、当社は、PSP に対し当該商品等代金を支払うものとし、この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとし、
3. 加盟店は、PSP が次の各号に定める事項を行うことについてあらかじめ承諾するものとし、
  - (1) 当社が、本契約に基づき PSP に対する商品等代金の支払いを留保または拒絶した場合、PSP が加盟店に対する基本規約第 13 条に基づく商品等代金の支払いを留保すること

- (2) 当社が、本契約に基づき加盟店に対して支払い済みの商品等代金の返還を請求できる場合で、かつ、PSP が加盟店に代わって当社に当該商品等代金を支払った場合は、PSP が加盟店に当該商品等代金相当額を請求すること
  - (3) 前号に該当する場合、PSP が PSP 契約に基づき加盟店に支払うべき商品等代金から加盟店が前号に基づき PSP に支払うべき商品等代金相当額を控除すること
4. PSP 契約を締結している加盟店は、基本規約第 14 条に定める基本手数料を支払う義務を負わないものとします。

### 第 3 条 (本決済サービスの中断または停止に関する確認事項)

1. 当社は、加盟店による本決済サービスの利用に係る PSP のシステムに不具合、システムの不正利用、システムに関する情報漏えいが生じた場合もしくはそのおそれがある場合、または PSP が本契約に係る当社と PSP 間の契約に定める解除事由に該当した場合等 PSP に起因する事由により当該契約の継続が困難な状況になったときもしくはそのおそれがあると判断した場合は、当社の判断で、本決済サービスの全部または一部の提供を中断できるものとします。この場合、当社は、加盟店に対し、ウェブサイトへの掲示等により、事前にその旨を通知するものとしますが、急を要する場合は、事後速やかに加盟店に対して通知するものとします。
2. 前項に定める中断により、本契約の全部または一部の義務を履行できなかった場合、当社はそれについて何ら責任を負わず、本契約上の義務を免除されます。この場合、当社は当該中断により加盟店に発生した一切の損害について免責されます。

### 第 4 条 (情報開示)

当社は、加盟店が本決済サービスを利用するために必要な範囲で、本契約に係る秘密情報を PSP に対し開示できるものとします。なお、PSP は PSP 契約に基づき、加盟店に対し当該開示情報に係る秘密保持義務を直接負うものとし、当社は当社の故意または重過失による場合を除き、PSP の当該義務違反につき何らの責を負わないものとします。

### 第 5 条 (契約の終了)

基本規約第 29 条第 2 項、第 31 条および第 32 条第 1 項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合、直ちに本契約は終了するものとします。

- (1) 理由のいかんを問わず、PSP 契約が終了したとき
- (2) 理由のいかんを問わず、本契約に係る当社と PSP 間の契約が終了したとき

### 第 6 条 (契約の地位の譲渡)

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、本契約を含む基本規約に基づく契約上の地位、または本契約を含む基本規約に基づく契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。
2. 当社は、本契約を含む基本規約に基づく契約上の地位および本契約を含む基本規約に基づく契約から生じた権利義務を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店は予めこれを承諾するものとします。

### 第 7 条 (変更)

1. 当社は、加盟店に事前に通知することなく、いつでも本特約を変更することができるものとします。ただし、加盟店への影響が重大な場合は、事前告知期間を設けるものとします。
2. 当社による本特約の変更後に、加盟店が本決済サービスを利用して決済を行った場合は、加盟店は変更後の本特約を承認したものとみなします。

### 第 8 条 (協議)

本特約に定めのない事項または本特約の解釈に生じた疑義について、当社および加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

以上